

## 令和5年度 弘前市子ども・子育て支援事業計画 実績

## 1. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

## ○ 概要

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度では、小学校就学前の児童に教育又は保育を希望する場合、次の3つの認定区分により、希望する教育・保育施設等が利用できます。

認定区分	内 容	教育・保育施設等
1号認定 2号認定（教育コース）	子どもが3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合。 子どもが3歳以上で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園等で教育を希望する場合。	幼稚園 認定こども園
2号認定	子どもが3歳以上で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。	保育所 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つことで教育と保育をともに実施でき、かつ地域の子育て支援も行う施設です。

※地域型保育事業には、設備や人員・定員などによって、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内の4種類があります。

## 【教育を希望する児童】

※事業計画書 p.16

		第二期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		1号認定 2号認定教育コース	1号認定 2号認定教育コース	1号認定 2号認定教育コース	1号認定 2号認定教育コース	1号認定 2号認定教育コース
計 画	量の見込み ①	812人	802人	791人	609人	591人
	確保方策 ②	1,154人	1,154人	1,154人	1,031人	1,031人
	特定教育・保育施設	584人	584人	584人	711人	711人
	確認を受けない幼稚園	480人	480人	480人	230人	230人
	国立大学附属幼稚園	90人	90人	90人	90人	90人
	差引 ②-①	342人	352人	363人	422人	440人
4 / 1 実 績	利用定員 ③	1,005人	1,018人	1,038人	1,042人	853人
	差引 ③-②	-149人	-136人	-116人	11人	-178人
	入所者数 ④	675人	649人	618人	587人	552人
	差引 ③-④	330人	369人	420人	455人	301人

※「特定教育・保育施設」とは、市の確認を受けて、施設型給付・委託費の対象となる幼稚園、認定こども園、保育所(園)。

## &lt; コメント &gt;

利用定員（853人）が入所者数（552人）を上回っており、提供体制が十分に確保されています。利用定員は、確認を受けない幼稚園1施設が特定・教育保育施設へ移行したことに伴い、大幅な定員の見直しを行ったことから、前年と比べ189人減少しました。

## ① 中央地区（南西地区、北西地区及び石川地区でない地区）

## 【2号認定こども】

(単位：人)

		第二期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み ①	2,073	2,051	2,021	1,935	1,883
	確保方策 ②	2,366	2,366	2,366	2,343	2,343
	特定教育・保育施設	2,285	2,285	2,285	2,300	2,300
	認可外保育施設	49	49	49	11	11
	特定地域型保育事業					
	企業主導型保育施設	32	32	32	32	32
	差引 ②-①	293	315	345	408	460
4/1実績	利用定員 ③	2,408	2,405	2,355	2,324	2,290
	差引 ③-②	42	39	-11	-19	-53
	利用申込児童数 ④	2,258	2,217	2,129	2,045	1,962
	差引 ③-④	150	188	226	279	328

(注) 「利用申込児童数」＝「入所児童数」＋「待機・保留児童数」(以下において同じ)

## 【3号認定こども(0歳、1・2歳)】

(単位：人)

		第二期									
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
計画	量の見込み ①	464	1,394	459	1,358	446	1,321	431	1,280	417	1,239
	確保方策 ②	443	1,430	443	1,430	443	1,430	465	1,433	465	1,433
	特定教育・保育施設	427	1,392	427	1,392	427	1,392	452	1,407	452	1,407
	認可外保育施設	6	18	6	18	6	18	3	6	3	6
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
	差引 ②-①	▲21	36	▲16	72	▲3	109	34	153	48	194
4/1実績	利用定員 ③	445	1,465	460	1,480	465	1,431	446	1,416	455	1,407
	差引 ③-②	2	35	17	50	22	1	▲19	▲17	▲10	▲26
	利用申込児童数 ④	445	1,426	517	1,279	454	1,289	352	1,248	338	1,169
	差引 ③-④	0	39	▲57	201	11	142	94	168	117	238

(注) 利用申込児童数の0歳児については、各年度の10月1日現在の数値を基に算出している。

なお、令和6年度は、令和6年4月1日現在の数値に過去4年の4月→10月の増加率を乗じた推計値である。

## &lt;コメント&gt;

## 〇2号認定

利用定員(2,290人)が確保方策(2,343人)を下回っているものの、利用申込児童数(1,962人)を上回っていることから、保育の提供体制が概ね確保されています。利用定員は前年と比べ34人減少しました。

## 〇3号認定(0歳)

利用定員(455人)が確保方策(465人)を下回っているものの、利用申込児童数(338人)を上回っていることから、保育の提供体制が十分に確保されています。利用定員は前年と比べ9人増加しました。

## 〇3号認定(1・2歳)

利用定員(1,407人)が確保方策(1,433人)を下回っているものの、利用申込児童数(1,169人)を上回っていることから、保育の提供体制が十分に確保されています。利用定員は前年と比べ9人減少しました。

② 南西地区（相馬・東目屋）

【2号認定こども】

（単位：人）

		第二期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み ①	70	69	68	65	64
	確保方策 ②	92	92	92	75	75
	特定教育・保育施設	92	92	92	75	75
	特定地域型保育事業					
	差引 ②-①	22	23	24	10	11
4/1実績	利用定員 ③	92	85	75	73	66
	差引 ③-②	0	▲7	▲17	▲2	▲9
	利用申込児童数 ④	73	51	55	48	52
	差引 ③-④	19	34	20	25	14

【3号認定こども（0歳、1・2歳）】

（単位：人）

		第二期									
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
計画	量の見込み ①	10	45	10	43	10	42	9	41	9	40
	確保方策 ②	17	51	17	51	17	51	15	40	15	40
	特定教育・保育施設	17	51	17	51	17	51	15	40	15	40
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	差引 ②-①	7	6	7	8	7	9	6	▲1	6	0
4/1実績	利用定員 ③	17	51	15	50	15	40	13	34	13	31
	差引 ③-②	0	0	▲2	▲1	▲2	▲11	▲2	▲6	▲2	▲9
	利用申込児童数 ④	9	44	12	36	12	32	8	27	18	18
	差引 ③-④	8	7	3	14	3	8	5	7	▲5	13

（注）利用申込児童数の0歳児については、各年度の10月1日現在の数値を基に算出している。

なお、令和6年度は、令和6年4月1日現在の数値に過去4年の4月→10月の増加率を乗じた推計値である。

<コメント>

〇2号認定  
 利用定員（66人）が確保方策（75人）を下回っているものの、利用申込児童数（52人）を上回っていることから、保育の提供体制が概ね確保されています。利用定員は前年と比べ7人減少しました。

〇3号認定（0歳）  
 利用定員（13人）が確保方策（15人）と利用申込児童数（18人）を下回っていますが、保育定員の弾力的な運用を図り、該当する年齢区分以外の定員枠を活用することで、保育の提供体制が概ね確保されています。利用定員は前年から増減ありません。

〇3号認定（1.2歳）  
 利用定員（31人）が確保方策（40人）を下回っているものの、利用申込児童数（18人）を上回っていることから、保育の提供体制が概ね確保されています。利用定員は前年と比べ3人減少しました。

③ 北西地区（岩木・船沢・高杉・裾野・新和）

【2号認定こども】

（単位：人）

		第二期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み ①	340	337	331	318	309
	確保方策 ②	460	460	460	414	414
	特定教育・保育施設	445	445	445	397	397
	特定地域型保育事業					
	企業主導型保育施設	15	15	15	17	17
	差引 ②-①	120	123	129	96	105
4 / 1 実績	利用定員 ③	460	434	413	370	362
	差引 ③-②	0	▲ 26	▲ 47	▲ 44	▲ 52
	利用申込児童数 ④	431	410	385	338	325
	差引 ③-④	29	24	28	32	37

【3号認定こども（0歳、1・2歳）】

（単位：人）

		第二期									
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
計画	量の見込み ①	81	211	81	206	78	200	76	194	73	188
	確保方策 ②	103	273	103	273	103	273	81	255	81	255
	特定教育・保育施設	98	263	98	263	98	263	74	244	74	244
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	5	10	5	10	5	10	7	11	7	11
	差引 ②-①	22	62	22	67	25	73	5	61	8	67
4 / 1 実績	利用定員 ③	103	273	99	263	81	256	76	246	97	243
	差引 ③-②	0	0	▲ 4	▲ 10	▲ 22	▲ 17	▲ 5	▲ 9	16	▲ 12
	利用申込児童数 ④	83	227	72	221	66	218	54	200	49	173
	差引 ③-④	20	46	27	42	15	38	22	46	48	70

（注）利用申込児童数の0歳児については、各年度の10月1日現在の数値を基に算出している。

なお、令和6年度は、令和6年4月1日現在の数値に過去4年の4月→10月の増加率を乗じた推計値である。

<コメント>

〇2号認定

利用定員（362人）が確保方策（414人）を下回っているものの、利用申込児童数（325人）を上回っていることから、保育の提供体制が概ね確保されています。利用定員は前年と比べ12人減少しました。

〇3号認定（0歳）

利用定員（97人）が確保方策（81人）と利用申込児童数（49人）を上回っていることから、保育の提供体制が確保されています。利用定員は前年と比べ21人増加しました。

〇3号認定（1.2歳）

利用定員（243人）が確保方策（255人）を下回っているものの、利用申込児童数（173人）を上回っていることから、保育の提供体制が概ね確保されています。利用定員は前年と比べ3人減少しました。

④ 石川地区

【2号認定こども】

(単位：人)

		第二期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み ①	42	41	41	39	38
	確保方策 ②	68	68	68	39	39
	特定教育・保育施設	68	68	68	39	39
	特定地域型保育事業					
	差引 ②-①	26	27	27	0	1
4/1実績	利用定員 ③	41	47	39	39	39
	差引 ③-②	▲27	▲21	▲29	0	0
	利用申込児童数 ④	36	37	34	27	26
	差引 ③-④	5	10	5	12	13

【3号認定こども（0歳、1・2歳）】

(単位：人)

		第二期									
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
計画	量の見込み ①	12	31	12	31	11	30	11	30	10	29
	確保方策 ②	11	31	11	31	11	31	11	20	11	20
	特定教育・保育施設	11	31	11	31	11	31	11	20	11	20
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	差引 ②-①	▲1	0	▲1	0	0	1	0	▲10	1	▲9
4/1実績	利用定員 ③	11	38	11	22	11	20	11	20	11	20
	差引 ③-②	0	7	0	▲9	0	▲11	0	0	0	0
	利用申込児童数 ④	5	22	7	15	15	14	3	21	7	22
	差引 ③-④	6	16	4	7	▲4	6	8	▲1	4	▲2

(注) 利用申込児童数の0歳児については、各年度の10月1日現在の数値を基に算出している。

なお、令和6年度は、令和6年4月1日現在の数値に過去4年の4月→10月の増加率を乗じた推計値である。

<コメント>

○2号認定

利用定員（39人）が確保方策（39人）と同数で、利用申込児童数（26人）を上回っていることから、保育の提供体制が確保されています。利用定員は前年から増減はありません。

○3号認定（0歳）

利用定員（11人）が確保方策（11人）と同数で、利用申込児童数（7人）を上回っていることから、保育の提供体制が確保されています。利用定員は前年から増減はありません。

○3号認定（1.2歳）

利用定員（20人）が確保方策（20人）と同数で、利用申込児童数（22人）を下回っていますが、保育定員の弾力的な運用を図り、該当する年齢区分以外の定員枠を活用することで、保育の提供体制が概ね確保されています。利用定員は前年から増減ありません。

《 参考 》

市全域 (①+②+③+④)

【2号認定こども】

(単位：人)

		第二期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み ①	2,525	2,498	2,461	2,357	2,294
	確保方策 ②	2,986	2,986	2,986	2,871	2,871
	特定教育・保育施設	2,890	2,890	2,890	2,811	2,811
	認可外保育施設	49	49	49	11	11
	特定地域型保育事業					
	企業主導型保育施設	47	47	47	49	49
	差引 ②-①	461	488	525	514	577
4/1実績	利用定員 ③	3,001	2,971	2,882	2,806	2,757
	差引 ③-②	15	▲ 15	▲ 104	▲ 65	▲ 114
	利用申込児童数 ④	2,798	2,715	2,603	2,458	2,365
	差引 ③-④	203	256	279	348	392

【3号認定こども (0歳、1・2歳)】

(単位：人)

		第二期									
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
計画	量の見込み ①	567	1,681	562	1,638	545	1,593	527	1,545	509	1,496
	確保方策 ②	574	1,785	574	1,785	574	1,785	572	1,748	572	1,748
	特定教育・保育施設	553	1,737	553	1,737	553	1,737	552	1,711	552	1,711
	認可外保育施設	6	18	6	18	6	18	3	6	3	6
	特定地域型保育事業										
	企業主導型保育施設	15	30	15	30	15	30	17	31	17	31
	差引 ②-①	7	104	12	147	29	192	45	203	63	252
4/1実績	利用定員 ③	576	1,827	585	1,815	572	1,747	546	1,716	576	1,701
	差引 ③-②	2	42	11	30	▲ 2	▲ 38	▲ 26	▲ 32	4	▲ 47
	利用申込児童数 ④	542	1,719	608	1,551	547	1,553	417	1,496	412	1,382
	差引 ③-④	34	108	▲ 23	264	25	194	129	220	164	319

(注) 利用申込児童数の0歳児については、各年度の10月1日現在の数値を基に算出している。

なお、令和6年度は、令和6年4月1日現在の数値に過去4年の4月→10月の増加率を乗じた推計値である。

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### ① 【利用者支援事業】 ※計画 p.20

#### ◎事業概要

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、子ども及びその保護者等、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。令和元年度より「ひろさき子育て世代包括支援センター」として事業を実施しています。

事業実施箇所数

(単位：箇所)

	実績				計画
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
確保方策の内容	令和元年度より「ひろさき子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師、助産師、保育士などの専任職員が、「母子保健型」と「基本型」を一体的に実施しています。				

#### <コメント>

妊産婦や子育て世代の親子が利用しやすい身近な場所として、ヒロロスクエア内にセンターを開設し、利用者支援専門員を始めとした専門職が、母子保健や育児に関する相談について包括的に応じることができる体制を整備しています。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響による育児講座等の開催中止等が無くなったこともあり、全体の利用者数は増加しています。個別相談室の設置など相談しやすい環境を整備し、母子健康手帳交付時からの定期的な状況確認のほか、個々のニーズに合わせた支援を調整し、子育てに対する負担感の軽減を図っています。

### ② 【地域子育て支援拠点事業】 ※計画 p.20

#### ◎事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

延べ利用者数・事業実施箇所数

	実績				計画
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ利用者数）	27,377人	28,504人	44,822人	60,966人	86,195人
確保方策（事業実施箇所数）	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策の内容	市内3か所の児童福祉施設及び直営の駅前こどもの広場において、引き続き供給体制を確保します。				

地域子育て支援センター4個所の延べ利用者数

名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
駅前こどもの広場	25,406人	26,328人	42,455人	58,341人
相馬保育所	398人	491人	583人	527人
大浦保育園	486人	421人	493人	673人
みどり保育園	1,087人	1,264人	1,291人	1,425人

<コメント>

・新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に5類感染症へ移行してから、イベント等の実施が制限なくできるようになり、利用人数も、直営1施設（駅前こどもの広場）、委託3施設（みどり保育園、大浦保育園、相馬こども園）のうち、1施設では利用者数が減少しておりますが、全体件数は年々増加傾向にあり、来年度も増加傾向になると考えられます。

・課題としては、以下の点が挙げられます。

①事業について、広く知られていないこと。

②対象が無園児（園に通園していない子）となっているが、実施施設が保育所等施設であるため、施設に縁がない場合に利用に対するハードルが高い可能性があること。

・委託施設のうち、みどり保育園は令和6年5月から、保育施設とは別箇所に地域子育て支援センター「みどり」を開設し、幅広く無園児の受け入れを行える態勢を整えております。

・今後も市ホームページ、広報ひろさき等を通じ、より多くの方の利用につながるよう、引き続き周知活動を展開していきます。

③ 【妊婦健康診査事業】 ※計画 p.20

◎事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

利用者数・健診回数

	実績				計画
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,042人	878人	891人	761人	932人
14回/人	13,548回	11,597回	12,877回	10,832回	13,048回
確保方策	実施場所：青森県医師会に所属し、産婦人科のある病院、診療所及び、県内国公立病院等 実施体制：市が委託契約を締結して実施 実施時期：通年実施 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
確保方策の内容	現在の体制を維持します。				

<コメント>

妊娠届出数が減少しており、健康診査受診者延べ人数も減少しました。今後も母子健康手帳交付時の機会などを生かし、健診制度や受診の必要性について、周知徹底を図っていきます。

④ 【乳児家庭全戸訪問事業】 ※計画 p.20

◎事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業。

年度	実績				計画
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	978人	908人	808人	802人	932人
確保方策	実施体制：市の保健師、助産師、訪問指導員が直営で実施。 実施機関：弘前市健康こども部こども家庭課				
確保方策の内容	現在の体制を維持します。				

<コメント>

- ・出生数の減少に伴い訪問指導の実施数も年々減少しております。
- ・様々な事情により、早期に訪問が出来ない場合も、産後すぐの電話により産婦及び新生児の体調等の確認を行い、状況により指導の方法や指導実施者の調整を図ることで、早期の訪問指導及びその後の支援につなげることができています。

⑤ 【養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】 ※計画p.21

◎事業概要

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

その他要保護児童の支援に資する事業は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

令和2年4月より「乳児家庭全戸訪問事業」で把握した養育支援が必要な家庭に対して助産師が行う「専門的相談支援」とNPO法人へ委託し「家事育児援助」を実施しています。

年度	実績				計画
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	70人	33人	35人	38人	74人
確保方策	実施体制：市の訪問指導員による直営、及びNPO法人と委託 契約を締結し実施。 実施機関：弘前市健康こども部こども家庭課				
確保方策の内容	令和2年度から養育支援訪問事業を実施しています。				

<コメント>

令和2年度より養育支援訪問事業として、訪問指導員による「専門的相談支援」とNPO法人への委託による「家事育児援助」を実施しています。

「専門的相談支援」については令和4年度の21件から令和5年度は32件に増加しましたが、「家事育児援助」については、利用者数は令和4年度の14件から6件に減少しました。専門的相談支援の件数が増加しているように、養育支援が必要な家庭は増加傾向でありますので、今後も様々な状況把握の機会を捉え、適切に支援を実施していきます。

⑥ 【子育て短期支援事業】 ※計画 p.21

ショートステイ事業

◎事業概要

保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合や、緊急一時的に児童を保護することが必要な場合に、児童を宿泊を伴って保護を適切に行うことができる施設で預かる事業。

令和元年4月より事業を実施しています。当初の利用対象は、市内に住所がある満2歳児未満の児童でしたが、令和2年度から市内に住所がある小学校就学前の児童及びその母親を対象を拡大しています。

延べ利用者数

(単位：人日)

		実績				計画
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		99	66	138	116	66
② 確保方策	弘前乳児院	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	施設数	1	1	1	1	1
過不足 ②-①		996	1,029	957	979	1,029
確保方策の内容		令和4年度から更なる受入れ体制の強化、日帰り利用需要への対応、ひとり親家庭等への負担軽減を実施します。				

<コメント>

令和5年度は施設の一般利用が増加し、子育て短期支援事業の提供体制を十分に確保できない場合があります。  
令和4年度に運用開始したショートステイ里親について、令和6年3月に初の利用があり、以降順調に利用数が増加し受け入れ体制の強化が図られています。  
なお、母子での利用について令和6年度から対象が親子に拡大されました。

トワイライトステイ事業

◎事業概要

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童（小学生以下）の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設で児童を預かる事業。

延べ利用者数

(単位：人日)

		実績				計画
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		417	391	503	488	396
② 確保方策	児童家庭支援センター	817	817	817	817	817
	施設数	1	1	1	1	1
過不足 ②-①		400	426	314	329	421
確保方策の内容		児童や保護者が安全・安心して利用できるよう職員体制等を維持、強化し、効果的に事業の周知を実施します。				

<コメント>

市による広報活動や、事業所によるイベント（子育てオープンスペース）開催等により、昨年同様多くの預かり需要が認められました。今後についても、仕事等の理由により夜間や休日の保育を必要とする保護者を支援するため、体制を維持する必要があります。  
また本市は、県内唯一のトワイライトステイ事業実施自治体であり、児童虐待防止対策と連動を図って、心理職による利用者面接など、実施施設特有の相談支援機能活用を推進しています。

⑦【ファミリー・サポート・センター事業】 ※計画p.21

◎事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

(単位：人日)

	実績				計画
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策の内容	今後、必要に応じて実施することとします。				

類似事業である子育てサポートシステム「さんかくネット」等で対応してきており、ファミリー・サポート・センター事業としては実施していない。

「さんかくネット」は、急な用事などで一時的に子どもを預かってもらいたい人と、あらかじめ登録している子育てサポーター（子どもを預かってもらいたいという人）をマッチングする事業。

近年、利用者が大きく減少したことと、保育所等の一時預かりなど代替サービスが充実したことから、「さんかくネット」は、令和2年度末で廃止しています。

さんかくネット利用状況 (単位：人日)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ利用児童数	163	113	27

⑧ 【一時預かり事業】 ※計画 p.22

◎事業概要

○幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり事業【預かり保育】

幼稚園（認定こども園の教育利用を含む）在園児等を対象に、通常の教育時間の前後などに、保護者の要請に応じて児童を預かる事業。

○一時預かり事業（在園児対象型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児（非在園児を対象）について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。

延べ利用者数（幼稚園等での預かり保育）

（単位：人日）

		実績				計画
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	幼稚園	13,429	11,036	9,469	12,037	10,176
	認定こども園	28,958	30,257	30,622	43,661	27,510
	① 合計	42,387	41,293	40,091	55,698	37,686
確保方策	幼稚園	13,429	11,036	9,469	12,037	10,176
	認定こども園	28,958	30,257	30,622	43,661	27,510
	② 合計	42,387	41,293	40,091	55,698	37,686
	施設数	25	26	29	29	26
過不足 ②-①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現在の体制を維持します。				

延べ利用者数（保育所等での一時預かり）

（単位：人日）

		実績				計画
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	保育所	3,735	4,299	2,429	1,720	10,320
	認定こども園	6,848	7,094	8,326	9,603	8,363
	① 合計	10,583	11,393	10,755	11,323	18,683
確保方策	保育所	3,735	4,299	2,429	1,720	10,320
	認定こども園	6,848	7,094	8,326	9,603	8,363
	② 合計	10,583	11,393	10,755	11,323	18,683
	実施施設数	44	47	54	53	47
過不足 ②-①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現在の体制を維持します。				

<コメント>

令和5年度は、新型コロナウイルスが5類となり、感染者や濃厚接触者の法的な待期間がなくなりまし  
た。それに伴い、全体的な利用児童数が増加につながったと考えられます。保育所の利用者が減り、認定こ  
ども園・幼稚園の利用者が増加傾向にあります。特に一時預かり事業（幼稚園等での預かり）において、利用が  
著しく増加しており、共働き世帯の増加などが予想されます。保護者の就労形態の多様化や育児疲れの解消を  
支援するためにも、現在の体制を維持する必要があります。

◎事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業。

実利用者数（※標準時間認定のみ）

（単位：人）

		実績				計画
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央地区	① 量の見込み	1,711	1,705	1,693	1,652	1,853
	② 確保方策	1,711	1,705	1,693	1,652	1,853
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0
南西地区	① 量の見込み	48	49	41	26	22
	② 確保方策	48	49	41	26	22
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0
北西地区	① 量の見込み	355	327	284	260	318
	② 確保方策	355	327	284	260	318
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0
石川地区	① 量の見込み	10	19	21	19	36
	② 確保方策	10	19	21	19	36
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0
市全域	① 量の見込み	2,124	2,100	2,039	1,957	2,229
	② 確保方策	2,124	2,100	2,039	1,957	2,229
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0
確保方策の内容		現在の体制を維持します。				

<コメント>

実利用者数は年度や地区ごとに増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しています。令和元年度から利用者数は減少傾向にあります。  
保護者の多様な勤務形態や核家族化の進行により、恒常的に延長保育を利用する保護者がいることから、今後も体制を維持する必要があります。

⑩ 【病児・病後児保育事業】 ※計画 p.23

◎事業概要

病児対応型は、児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

病後児対応型は、児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

延べ利用者数

(単位：人日)

		実績				計画	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	病児保育	846	932	907	1,234	1,058	
	病後児保育	500	485	792	1,150	845	
	① 合計	1,346	1,417	1,699	2,384	1,903	
確保方策	病児保育	2,610	1,566	1,566	1,566	1,566	
	病後児保育	4,176	4,176	4,176	4,176	4,176	
	② 合計	6,786	5,742	5,742	5,742	5,742	
	施設数	病児保育 2 病後児保育 2	病児保育 1 病後児保育 2				
過不足 ②-①		5,440	4,325	4,043	3,358	3,839	
確保方策の内容		現在の体制を維持します。					

<コメント>

令和5年度の量の見込み(実績)について、病児保育1,234人のうち、延べ利用児童が1,155人、キャンセル待ちの待機児童数が79人、病後児保育1,150人のうち、延べ利用児童が1,095人、キャンセル待ちの待機児童数が55人となっています。

令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響により利用者は減少していましたが、5年度からの5類移行に伴う行動制限の緩和等に伴い、保育所等・学校においてインフルエンザを代表とする既往の感染症が流行し、利用者数は増加傾向にあります。

こうした感染者数の増加に加え、家庭における核家族化の進行や共働き世帯の増加等により、病気または病気の回復期にあっても家庭保育ができない児童がいることから、体制の維持が必要です。

⑪ 【放課後児童健全育成事業】 ※計画 p.23

◎事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

(単位：人)

	実績				計画
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,585	2,450	2,516	2,688	2,703
うち低学年	1,798	1,751	1,853	1,990	1,957
うち高学年	787	699	663	698	746
②確保方策	2,214	2,168	2,198	2,228	2,527
過不足 ②-①	▲ 371	▲ 282	▲ 318	▲ 460	▲ 176
確保方策の内容	慢性的に児童数が多く、一人当たりの基準面積を確保できていない場所もあるため、放課後の学校施設や児童館等の活用を図りながら実施体制を確保します。				

放課後児童対策

(単位：か所)

		実績				計画
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業	なかよし会	17	15	15	17	16
	児童クラブ	21	20	20	18	18
小学校（参考）		34	32	32	32	32
※	児童館・児童センター	23	22	22	20	20
	放課後子ども教室	12	13	14	15	17
確保方策の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施を目指し、教育委員会、福祉部局、地域との連携により、総合的な放課後対策を進めます。</li> <li>・実施に当たっては、学校施設の活用を進め、放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書館等の一時利用を促進します。</li> <li>・新・放課後子ども総合プランの趣旨に鑑み、子ども達により良い育ちと、保護者の仕事と家庭の両立を応援します。</li> </ul>				

※児童館・児童センター及び放課後子ども教室については、保護者の就労状況等に関わらず利用可能な事業です。

<コメント>

○放課後児童健全育成事業について

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した影響からか、登録児童数は増加しています。保護者の多様な勤務形態や核家族化の進行により、日常的に利用する保護者がいることから、今後も体制を維持する必要があります。

○放課後子ども教室について

開催箇所数については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していましたが、協議のうえ再開した会場があり増加したものです。引き続き計画数である17か所での開催に向けて実施会場と協議を行います。

⑫ 【実費徴収に係る補足給付を行う事業】 ※計画p.24

◎事業概要

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

(1) 生活保護法による被保護世帯等に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

	実績				計画
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	今後、必要に応じて実施することとします。				
確保方策の内容					

(2) 確認を受けない幼稚園における低所得世帯等に対する副食材料費に要する費用の補助

(単位：人)

	実績				計画
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	39	22	10	11	30
確保方策の内容	国の制度を活用し、実施体制を確保します。				

<コメント>

令和元年度10月より、新制度未移行幼稚園における低所得世帯等へ、副食（おかずやおやつ等。主食を含まない）を補助するための事業を開始しています。  
子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、保護者が安心して施設等を利用するため、今後も体制を継続する必要があります。

⑬ 【多様な事業者の参入促進・能力活用事業】 ※計画p.24

◎事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業。

今後、必要に応じて実施することとします。